

品川区定住外国人等福祉給付金支給要綱

制定	平成 21 年 3 月 31 日	要綱第 134 号
改正	平成 23 年 9 月 22 日	要綱第 23 号
改正	平成 24 年 5 月 31 日	要綱第 149 号
改正	平成 25 年 3 月 4 日	要綱第 15 号
改正	平成 26 年 3 月 20 日	要綱第 51 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 356 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	要綱第 285 号
改正	平成 28 年 3 月 17 日	要綱第 163 号
改正	平成 30 年 4 月 1 日	要綱第 160 号
改正	令和 3 年 3 月 31 日	要綱第 91 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	要綱第 183 号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区基本構想の理念を実現し、国際友好を推進していく立場から品川区に在住する定住外国人等に対し、福祉的支援のひとつとして、品川区定住外国人等福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定住外国人等

- ア 昭和 61 年 3 月 31 日以前から引き続き日本国に居住している外国籍の定住者。
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条に規定する特別永住者で、昭和 61 年 3 月 31 日以前から引き続き日本国に居住している者。
- ウ その他アまたはイに準ずると区長が認めた者。

(2) 重度心身障害者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体上の障害の程度が 1 級もしくは 2 級のものまたは東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日民生局通達第 58 号）に基づき愛の手帳の交付を受けている者であって、知的障害の程度が 1 度もしくは 2 度のもの。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、定住外国人等

のうち、品川区に住民登録（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。）をしている者で、給付金の申請日時点において品川区内に居住地を有し、かつ、前年の住民税が非課税である者であって、次の各号に定める要件に該当するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

- ア 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者。
- イ 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた重度心身障害者のうち、昭和 57 年 1 月 1 日前に重度心身障害者であった者または同日以後に重度心身障害者となつたが当該障害の発生原因の初診日が同日前であり、かつ、満 20 歳以後である者。
- ウ 昭和 22 年 1 月 1 日以前に生まれた者のうち、昭和 57 年 1 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの間に重度心身障害者となつた者または昭和 61 年 4 月 1 日以後に重度心身障害者となつたが当該障害の発生原因の初診日が同日前であり、かつ、満 20 歳以後である者。

（2）次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている者。
- イ 公的年金を受給している者。
- ウ 国および他の地方公共団体等から本要綱に基づく給付金と同種の手当、給付金等の支給を受けている者。
- エ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設に入所している者、同条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護を受けている者または同条第 27 項に規定する介護老人福祉施設に入所している者。
- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 10 項に規定する入所支援施設もしくは同法附則第 41 条に規定する身体障害者更生援護施設または同法附則第 58 条に規定する知的障害者援護施設に入所している者。

2 前項の規定にかかわらず、品川区に外国人登録（廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に規定する外国人登録をいう。）または住民登録を行った日から引き続き 2 年を経過していない者は、支給対象者としない。

（給付金の額）

第 4 条 給付金の額は、月額 20,000 円とする。

（給付金の申請）

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区定住外国人等福祉給付金支給申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を、区長に提出するものとする。

（給付の決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、品川区定住外国人等福祉給付金支給通知書（第2号様式）または品川区定住外国人等福祉給付金不支給通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（支給期間および支給時期）

第7条 納付金は、第5条の規定による支給の申請をした日の属する月から次条の規定により受給資格の消滅した日の属する月まで支給するものとする。

2 納付金は、毎年度8月および2月（以下「支給月」という。）にそれぞれの前6月までの分を支給する。

（受給資格の消滅）

第8条 第6条の規定により給付金の支給決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の受給資格は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 品川区外に転出したとき。
- (3) 公的年金を受けるに至ったとき。
- (4) 生活保護法に基づく保護を受けるに至ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号エまたはオに規定する施設に入所したとき。

2 前項の規定により、受給資格が消滅したときは、品川区定住外国人等福祉給付金受給資格消滅通知書（第4号様式）により、受給者または親族に通知するものとする。

（届出）

第9条 受給者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、品川区定住外国人等福祉給付金現況届（第5号様式。以下「現況届」という。）を区長に提出するものとする。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 受給者は、現況に変更があったときは、速やかに品川区定住外国人等福祉給付金変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を区長に提出するものとする。

（支給の停止）

第10条 区長は、受給者が前条第1項に規定する現況届を当該年度末までに提出しないときは、当該年度の8月分以降の給付金の支給を停止するものとする。

2 区長は、受給者の当該年度の住民税が課税されることとなったときは、当該年度の8月分から翌年度の7月分まで給付金の支給を停止するものとする。

（給付金の返還）

第11条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金を受領したときは、品川区定住外国人等福祉給付金返還請求書（第7号様式）により、当該受給者に支給した給付金の一部または全部を返還させることができる。

(未支給の給付金)

第12条 区長は、受給者が死亡した場合において、その死亡した者に給付すべき給付金で未支給のものがあるときは、その者と生計を一にしていた親族へ未支給の給付金を支給することができる。

2 前項の規定により、未支給金の支給を受けようとする者は、品川区定住外国人等福祉給付金未支給金請求書兼口座振替依頼書（第8号様式。以下「未支給金兼口座振替依頼書」という。）を区長に提出するものとする。

(公簿等の確認)

第13条 区長は、申請書、現況届、変更届または未支給金兼口座振替依頼書に添付する書類により証明される事実について、公簿等によって確認することができるときは、申請者に対し申請書、現況届または未支給金兼口座振替依頼書に添付する証明書類を省略させることができる。

(庶務)

第14条 給付金の支給等の庶務については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する定住外国人等のうち、同条第2号に規定する重度心身障害者に係る庶務については、障害者支援課において処理する。
- (2) 前号に規定する重度心身障害者以外の者に係る庶務については、福祉計画課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。